

商品概要説明書

新フリーローン 通常条件・マイホーム優遇条件（株式会社ジャックス保証）

（令和6年5月1日現在）

商品名	新フリーローン 通常条件・マイホーム優遇条件（ジャックス保証）
ご利用いただける方	<p>「通常条件の場合」</p> <p>以下の条件を満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none">○当 JA の地区内に居住または勤務している方。○借入申込時の年齢が満 20 歳以上満 75 歳未満で完済時年齢が満 80 歳未満の方。○安定・継続した収入の見込める方。○過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証を受けられる方。○その他当 JA が定める条件を満たしている方。 <p>「マイホーム優遇条件の場合」</p> <p>以下の条件を満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none">○本人が居住する本人名義の住宅を所有している方、または「住宅を所有している方」と同居している一親等内の親族。○当 JA の地区内に居住または勤務している方。○借入申込時の年齢が満 20 歳以上満 75 歳未満で完済時年齢が満 80 歳未満の方。○安定・継続した収入の見込める方。○利用中の住宅ローンで直近 1 年間に支払遅延がない方 ※支払実績は、1 年未満でも申込可能○過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証を受けられる方。○その他当 JA が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○原則、自由 但し、事業性資金は除く
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位）
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○6 か月以上 10 年以内（1 ヶ月単位）
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <ul style="list-style-type: none">○お借入利率には、年 3.0%～3.1% の保証料を含みます。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 JA の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。

担保	○ 不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関（ジャックス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 但し、株式会社ジャックスの判断により必要とする場合があります。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…3,300円 ②一部繰上返済の場合…3,300円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は3,300円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部信用課（電話：0235-23-5091）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部信用課またはJAバンク相談所にお申し出ください。山形弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 ○なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。